

鳥取県政務調査費交付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第40号

鳥取県政務調査費交付条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前		
<p>(使途基準)</p> <p>第2条 条例第4条第1項に規定する使途基準は、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table>	略	<p>(使途基準)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する使途基準は、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>(使用状況の調査)</p> <p>第3条 <u>条例第8条第1項に規定する代表監査委員による同条第2項に規定する調査に関する事務を補助する職員は、同条第1項の規定により提出された収支報告書の写し及び証拠書類の写しから知ることのできた情報をみだりに漏らしてはならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第4条 <u>この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</u></p>	略
略			
略			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県政務調査費交付条例施行規則第3条に規定する職員であった者については、同条の規定は、この規則の施行の日以後も、なおその効力を有する。